

## 2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、国民健康保険制度について

(1)保険税の引き上げは行わないでください。

①一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

#### 【回答】

平成29年度の国保運営におきましては、収支のバランス及び繰越金や基金の存在を考慮し、一般会計からの法定外繰入は行いませんでした。

また、平成30年度国民健康保険の税率につきましては、被保険者への影響を十分に考慮した上で改正をいたしました。

今後とも健全な国保財政を維持していくため、税率改正等の際は、繰越金及び基金の活用を考慮しつつ、法定外繰入金と保険税負担を併せて慎重に検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当町は、赤字削減・解消計画策定の対象外となっております。

②国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の

水準に戻すよう、国に強く要請してください。

**【回答】**

国保事業における国の負担割合につきましては、保険給付に伴う制度改正などに応じて見直しがされてきております。国保制度改善強化全国大会や全国知事会からも要望されているとおり、引き続き、機会を捉え国に対して、より一層の財政基盤の強化を要望等してまいりたいと考えております。

**③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。**

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

**【回答】**

当町においては、応能割と応益割の割合は概ね6.5対3.5となっており、国保広域化後も低所得者層に配慮した税率となっています。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるよう慎重に対応していきたいと考えております。

**④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。**

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

**【回答】**

独自の軽減措置は、対象者以外の国保の被保険者あるいは、国保未加入者の町民の方の負担に結びつくことから、慎重に検討する必要があると考えます。

しかしながら、国保と被用者保険の制度の公平性と子育て支援の観点からも、子どもの均等割軽減措置については、機会を捉え国に働きかけてまいります。

**(2)国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。**

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して 4,569 件と約 1000 件伸びましたが、滞納世帯数の 2%にすぎません。(2017 年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充

実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

**【回答】**

減免制度の広報につきましては相談窓口やホームページなどを通じて今後も周知を努めていきたいと思えます。

平成 30 年度から国保広域化に伴い、埼玉県が財政運営の主体となったことから、今後の減免・軽減措置への対応につきましては、埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。また、保険税軽減判定基準は平成 22 年度から 7 割・5 割・2 割としており、現行の法定軽減率を使用しております。

**(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。**

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も 4 年前(2013 年)のデータから埼玉県全体で 1300 件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年の要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

**【回答】**

当町におきましては、納付に関して相談があった場合や納付が遅れている納税者に対して、適宜納税相談を行っております。また、個々の事情を把握し、状況に応じた対応をしながら、自主納付を基本に徴収努力をしております。

強制徴収の手続きも画一的に行うのではなく、納税者の個別の経済状況など十分に確認したうえで実施しております。

**(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

資格証明書の発行について、県内では 20 以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設け

るため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

**【回答】**

資格証明書の交付は、納付相談の機会を確保することが目的であることから、保険税を納付することができない特別の事業が認められない場合にあっては、他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えております。

**(5) 窓口負担の減額・免除について**

**①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

**【回答】**

当町におきましては、横瀬町国民健康保険一部負担金の減免等に関する事務取扱要綱で基準の 1. 2 以下を対象としておりますが、公平性を確保するためにも、現時点ではこれ以上の拡充は考えておりません。

**②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。**

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

**【回答】**

減免のご相談があった際には、被保険者の個々の事情を十分に伺い、対応しているところがございます。

今後とも広報、ホームページ等により住民に制度を周知し、現行制度の運用を図ってまいります。

**(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究する自治体も 14 となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

**【回答】**

当町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、被保険者を代表する委員の公募に関しましては、引き続き検討してまいります。

## (7) 保健予防活動について

### ① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

#### 【回答】

特定健康診査の受診率向上、生活習慣病予防の観点から、平成22年度から平成30年度まで1,000円の実費徴収は行っておりません。

また、平成29年度から心電図検査を増やし、病気の早期発見や生活習慣改善などの健康管理に活かしております。

今後とも、医師会等と連携を図りながら実施してまいります。

### ② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

#### 【回答】

肺がん検診、前立腺がん検診、大腸がん検診は、特定健診（集団）と同時に受診できます。また、大腸がん検診は検査容器を希望者に事前配布し、特定健診会場だけでなく、6月から2月まで毎月役場窓口において受診の受付（検体容器の回収）を実施しています。

自己負担については、満70歳以上の方、70歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者の方、生活保護世帯の方は無料で実施しています。

平成28年度から、胃がん、乳がん検診、子宮頸がん検診については、医療機関での個別検診の実施を開始し、通年で受けられる体制となっています。

### ③ 保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

#### 【回答】

住民が健康への意識が高まるよう、各種検診の実施のほか、健康教育や講演会等を開催するほか、食生活改善推進員協議会や母子愛育会とも協力して地域の健康づくりに取り組んでいます。

また、埼玉県健康マイレージ事業への参加や横瀬町わくわくポイント事業の実施など、楽しく健康づくりに取り組んでもらえる事業を進めると共に、今年度から新たに歯周病検診を実施し、口腔内の健康についても取り組んでいきます。

## 2、後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

**【回答】**

町の各種健康事業は随時実施しておりますが、施設利用の助成や人間ドックの無料化は、費用対効果、各種健診受診者との公平性の確保の点から、引き続き慎重な検討が必要と考えております。

なお、健康診査は町において、健康長寿歯科健診（75歳の被保険者）は埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しております。

今後とも周知を図り、健康診査等の受診率の向上に努めてまいります。

**(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。**

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

**【回答】**

資格証明書及び短期保険証の交付は、被保険者間の公平負担と未納保険料の収入確保を目的としておりますが、当町におきましては、交付の実績はございません。現在滞納者の事情把握を積極的に行い、短期保険証の交付に至らぬよう努力をしているところであります。

なお、埼玉県後期高齢者医療広域連合では、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、資格証明書の交付はしていません。

**2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために**

**1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。**

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

**【回答】**

要支援者向けの介護予防サービスから地域支援事業の総合事業へと移行した「訪

問型サービス」と「通所型サービス」ですが、もともと介護予防給付のサービスを提供していた介護サービス事業所は、埼玉県では、みなし指定事業所として、平成30年3月31日まで総合事業のサービス提供ができました。

平成30年4月からは、介護サービス提供事業所が各保険者の指定を受けなければ総合事業の提供ができなくなりましたが、当町におきましては、引き続き、サービス提供事業所の指定をしており、これまでどおり、要支援者の「訪問」、「通所」のサービスの受け皿として、「現行相当サービス」部分が継続できるよう、サービス提供事業所の確保等に努めております。

事業の実施状況での課題、総合事業の移行に伴う住民からの苦情等は特にありません。

## 2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

### 【回答】

第7期介護保険事業計画における地域支援事業の平成30年度予算は、介護予防・日常生活支援総合事業が25,778千円、包括的支援事業・任意事業費が10,135千円となっております。

地域支援事業が予想を超えた場合は、準備基金の取り崩しや財政安定化基金の借り入れなどの検討が必要となります。

今後も、介護予防事業等については、町広報誌やホームページなどにより住民への周知を図っていきたいと考えています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

### 【回答】

地域支援事業・介護予防事業としてのA類型（緩和した基準によるサービス）・B類型（住民主体による支援）それぞれのサービスの担い手については、当町では現在検討中の部分もありますが、秩父地域全体での担い手の研修なども必要と考え

ています。

また、B類型実施にあたっての課題についても、サービスの担い手の確保と考えております。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

#### 【回答】

高齢者への生活支援サービスについては、ひとり暮らし高齢者等への緊急通報システムの貸与事業、配食サービス事業、紙おむつ給付事業、見守り体制の強化などのサービスを実施しております。

認知症の方やその家族の方への支援については、認知症ケアパスの周知による情報提供、認知症サポーター養成講座の実施、介護予防教室や認知症予防教室などの実施による認知症予防の推進、認知症の人を支えるつながりの支援や家族の負担軽減などを目的とした認知症カフェの推進を図ります。

また、秩父地域 1 市 4 町で連携して「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の方を支援するネットワークを構築することにより、ちちぶ版地域包括ケアシステムの充実を図っています。

### 4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方と当市における実態を教えてください。

#### 【回答】

今後の介護労働者の人材不足については全国的な課題となっております。特に秩



父地域を含め、地方では現在でも介護人材不足が懸念されている状況かと認識しております。この問題は、町単独での施策は難しく、秩父地域1市4町での連携を含め、国・県に対して処遇改善などを要望していきたいと考えております。

**5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。**

**(1) 特別養護老人ホームを増設してください。**

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

**【回答】**

特別養護老人ホームの整備については、近隣市町の保険料にも影響があるため、秩父地域全体で考えていく必要があります。

**(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

**【回答】**

当町においては、「埼玉県特別養護老人ホーム入所指針」により対応するよう施設には指導しております。施設側で入所判断が難しい場合は、町に意見を求めるよう周知するとともに、行政としても実情の把握に努めています。

**6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。**

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

**【回答】**

当町では、「地域包括ケア推進会議」として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護保険サービス事業者、町社会福祉協議会、埼玉県秩父福祉事務所、埼玉県秩父保健所、弁護士、町民生委員・児童委員、町地域包括支援センター、町保健師の計13名が委員となっており、年に2回程度推進会議を開催しています。

また、「個別ケア会議」として、月に1回開催し、町地域包括支援センターと町内の介護サービス事業者により個別ケースの事例検討などを行っています。

**7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。**

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。

交付金約 200 億円の内都道府県に約 10 億円、市町村に約 190 億円が交付されるところになっていきます。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

**【回答】**

当町における評価指標の達成見込みは、現状ではあまり高いものではないと考えています。今後、評価指標の内容を精査するとともに、保険者の機能強化に繋がられるよう事業の推進を図ってまいります。

また、交付金の使途については、この交付金が高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、地域支援事業への活用を考えています。

**8、介護保険料を引き下げてください。**

**(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。**

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

**【回答】**

今後、高齢者が増加し、介護認定者数も増加傾向にあります。そのような状況に伴い、介護給付費が増加すれば財源である保険料にも影響がでてきます。介護保険料の引き下げは難しいものと考えています。

なお、当町では、第7期の保険料は、準備基金の取り崩しなどにより、第6期と同額の保険料となっています。

**(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。**

①平成 29 年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。

その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成 30 年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

**【回答】**

平成 29 年度末の介護給付費準備基金残高は 95,887,316 円となっており、第7期介護保険事業計画では、準備基金の内 60,200 千円を取り崩す試算で、保険料を第6期と同額に据え置くことといたしました。

②第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

**【回答】**

第6期介護保険事業の給付費は、計画で見込んだほど、伸びがみられませんでした。また、被保険者数については、ほぼ計画で見込んだ数となりました。

第7期介護保険事業計画最終の平成32年度給付費を844,387千円、被保険者数を2,738人と推計し計画を策定しました。

**9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

**【回答】**

住民税非課税世帯の方について、町単独の利用料減免制度として、「横瀬町介護サービス利用料補助金」制度があり、今後も制度の周知徹底を図ります。

なお、第7期介護保険事業計画に盛り込んだ「低所得者への負担軽減対策」については、

- (1) 高額介護（介護予防）サービス費給付
- (2) 高額医療・高額介護合算制度
- (3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費給付
- (4) 社会福祉法人等への利用者負担額軽減制度
- (5) 介護サービス利用料補助金制度

となっております。

**3. 障害者の人権とくらしを守る**

**1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。**

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

**【回答】**

介護を要する障がいのある人に生活の場を提供するため、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の資源を活用するなど、既存の事業所や秩父地域1市4町と連携し、グループホームの設置の促進に努めていきます。

現在、待機している方はおりません。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所

できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

**【回答】**

障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、安心できる生活の場の確保に向けて、秩父地域1市4町や、民間福祉施設と連携しサービス施設の充実やグループホーム等の整備を促します。

また、施設入所者及びグループホーム生活者は障害保健福祉圏域内10名、県内6名となっています。

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

**【回答】**

横瀬町地域包括支援センターと協力し、75歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を実施し、老障介護の実態の把握に努めます。また、調査結果により老障介護の現状が明らかになった場合は、包括支援センターと連携した支援を検討します。

**2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。**

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

重度心身障害者の医療費助成制度の支給に係る所得制限の導入は、制度自体を存続させるためのものです。当町では、支給額のおよそ半額を町が負担し、残りを県の補助を受けています。今後も支援が必要な方が、必要な支援を受け続けられるようにするためにも所得制限の導入は必要と考えます。

当町独自の年齢制限、一部負担金等については、現在導入予定はありません。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

**【回答】**

秩父地域1市4町の医療機関では、既に現物給付化が実現しています。現物給付の更なる広域化については、秩父地域で連携し検討していきます。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守

る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

**【回答】**

精神障がい者2級を対象とすることは対象者の大幅な増加、それに伴う医療費支出の増加が想定されるため、慎重に検討していきます。

また、重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない精神障がい者については、自立支援医療（精神通院）等の制度利用を促します。

なお、平成29年度に福祉医療制度を実利用した方は4名です。

**3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。**

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

**【回答】**

障害者施策推進協議会に準じた協議機関の設置について秩父地域1市4町で検討していきます。また、障害者差別解消地域支援協議会については秩父地域自立支援協議会内に設置をしており、事例の検討など、差別解消法の推進を積極的に行っております。

**4、障害者生活サポート事業を拡充してください。**

（1）利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。【回答】

**【回答】**

当町では、障害者生活サポート事業を既に実施しており、年間利用時間についても必要な時間数を設定しています。成人障がい者への軽減措置については、横瀬町生活サポート事業利用給付金（利用1時間あたり一定額の補助制度）があります。

（2）事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

**【回答】**

県への要望につきましては、近隣市町村の動向を見ながら検討したいと思います。

**5、福祉タクシー制度などを拡充してください。**

（1）福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

**【回答】**

福祉タクシー制度、ガソリン燃料費支給制度は、障がい者の自立的な外出・移動について支援するものであり、介助者の付き添いを想定していません。介助が必要な場合、生活サポート事業等の利用を推奨しています。所得制限・年齢制限については、現時点で導入予定はありません。

障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に合った支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討していきます。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

横瀬町では待機児童はありません。

認可保育施設の増設等の予定はありません。

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

**【回答】**

臨時、非常勤職員の保育士の賃金単価につきましては、毎年見直しを行っております。

3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

**【回答】**

横瀬町の利用者負担額は、概ね国基準以下に設定しております。

多子世帯の保育料の軽減につきましては、国の施策に加え、第3子以降の無償化は、所得制限を撤廃し事業実施しております。

#### 4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

##### 【回答】

横瀬町内の保育施設は、公立の保育所1箇所と、私立の幼保連携型認定子ども園が1園あります。いろいろな機会に状況確認等を行い、また、事業実施などでは協力連携し、保育の質の向上に努めて参ります。

##### 【学童】

#### 5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

##### 【回答】

学童保育室の待機児童はおりません。

横瀬町学童保育室の定員は50人で、支援の単位は2となっております。面積要件についても基準を満たしております。

#### 6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

##### 【回答】

横瀬町の学童保育室は公立1箇所です。学童保育室指導員の賃金単価につきましては、毎年見直しを行っております。

#### 7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

##### 【回答】

国等の動向を踏まえ、適切に判断して参ります。

### 【子ども医療費助成】

#### 8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

#### 【回答】

子ども医療費助成の対象年齢につきましては、平成29年4月診療分から「18歳年度末」まで拡大しております。国、県の助成につきましては、機会あるごとに要請して参ります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

#### 1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

#### 【回答】

生活保護申請意思の有無に関わらず、生活保護の相談で来庁された場合（話を聞きたいだけという方も含む）、相談しやすいように相談室にてお話を伺っており、その際には、埼玉県が作成したパンフレットを活用しております。

#### 2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

#### 【回答】

相談の際は、最初に、誰でもすぐに申請できるということを伝えてから相談内容を伺うようにしています。ご本人の相談内容をお聞きしたうえで、生活保護の申請を希望されている場合は、その場で申請をしていただき、申請拒否といったことがないよう心がけております。



**3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

**【回答】**

当町は実施機関でないため、ケースワーカーの増員については、埼玉県秩父福祉事務所の判断になります。

研修についてであります。職員が研修会に参加しスキルアップに努め、丁寧な対応を心がけていきます。

**4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。**

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

**【回答】**

当町におきましては、納税者の個々の事情を把握し、自主返納を基本として状況に応じた対応を行うことで、町民の安心が確保されるよう努めています。

また、税負担の公平性確保と秩序を維持したうえで、生活困窮者に対して総合的な支援の方法も今後検討していきたいと考えております。

**5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。**

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

**【回答】**

相談者の実情等、必要に応じて、児童福祉担当、教育委員会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員と連携を取りながら対応を行っております。

また、秩父福祉事務所及びアスポート相談支援センターと連携を取りながら、支援を行っています。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

**【回答】**

当町では、職員が、生活保護担当、生活困窮者自立支援担当、民生委員・児童委員担当を兼ねており、困窮者の状況を把握し実情に応じて関係機関と連携し支援を行っています。

民生委員に対する研修ですが、制度への理解を深めるため、民生委員・児童委員協議会定例会の中で、秩父福祉事務所及び埼玉県社会福祉課による研修を行っています。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

**【回答】**

当町は実施機関でないため、基準や運用についての調査・検討については、埼玉県秩父福祉事務所の判断になりますが、各種業務を通して、生活困窮者の状態の把握につとめております。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

**【回答】**

国への要望につきましては、他市町村の動向を見ながら検討したいと思っております。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

**【回答】**

高齢者世帯は経済的自立の可能性が低く、自立助長を目的の一つとする生活保護制度が、年金制度を補完していることが否めない現状があります。機会を捉え国に対して、社会保障制度の対策等を要望してまいりたいと考えております。

以上